

守谷市利用者負担額 料金表 (令和6年度後期～) (上段：保育標準時間の料金 下段：保育短時間の料金 単価：円)

階層 区分	定 義			当年度 4 月 1 日現在の年齢							3 歳児 以上
				0 歳児 ・ 1 歳児			2 歳児				
				第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降		
第 1 階層	生活保護世帯等			0 0			0 0			幼保 無償化に より 0 円	
第 2 階層	当該年度分の市区町村民税の非課税世帯 （ただし第 1 階層の該当者を除く）			0 0			0 0				
第 3 階層	当該年度 分の市区 町村民税 の課税世 帯でその 所得割額 が次の区 分に該当 するもの （ただし 第 1 階層 の該当者 を除く）	48,600 円未満	ひとり親世帯等	4,000 3,950	0 0	0 0	3,000 2,950	0 0	0 0		
			ひとり親世帯等 以外の世帯	9,000 8,900	4,500 4,450	0 0	7,000 6,900	3,500 3,450	0 0		
第 4 階層		48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	7,000 6,900	0 0	0 0	6,000 5,900	0 0	0 0		
			ひとり親世帯等 以外の世帯	14,000 13,800	7,000 6,900	0 0	12,000 11,800	6,000 5,900	0 0		
第 5 階層		77,101 円以上 97,000 円未満		14,000 13,800	7,000 6,900	0 0	12,000 11,800	6,000 5,900	0 0		
第 6 階層		97,000 円以上 133,000 円未満		26,500 26,100	13,250 13,050	0 0	22,000 21,600	11,000 10,800	0 0		
第 7 階層		133,000 円以上 169,000 円未満		36,000 35,500	18,000 17,750	0 0	30,000 29,600	15,000 14,800	0 0		
第 8 階層		169,000 円以上 202,000 円未満		41,500 40,900	20,750 20,450	0 0	33,000 32,500	16,500 16,250	0 0		
第 9 階層		202,000 円以上 235,000 円未満		47,000 46,300	23,500 23,150	0 0	36,000 35,400	18,000 17,700	0 0		
第 10 階層		235,000 円以上 268,000 円未満		52,500 51,700	26,250 25,850	0 0	39,000 38,300	19,500 19,150	0 0		
第 11 階層		268,000 円以上 301,000 円未満		58,000 57,100	29,000 28,550	0 0	41,900 41,200	20,950 20,600	0 0		
第 12 階層		301,000 円以上 397,000 円未満		63,500 62,500	31,750 31,250	0 0	44,500 43,700	22,250 21,850	0 0		
第 13 階層		397,000 円以上		66,000 64,900	33,000 32,450	0 0	47,000 46,200	23,500 23,100	0 0		

※給食費(3歳児～5歳児のみ)や延長保育料、教材費等は別途必要となります。詳細は各施設にご確認ください。

保育料の算定方法

- 寄付金控除等の税額控除が適用される前の、父母の「市区町村民税 所得割額」の合算額により算定します。
- 4月分～8月分は「前年度の市区町村民税 所得割額」により、9月分～3月分は「当年度の市区町村民税 所得割額」により、それぞれ算定します。
- 父母ともに市区町村民税が非課税の場合で、同一世帯にお子さんを税法上の扶養に入れている祖父母がいる場合には、その方の市区町村民税の所得割額により算定します。
- 父母が税未申告の場合は第 13 階層での決定となっています。速やかに申告の上、市役所すくすく保育課にその旨を申し出てください。なお、遡っての再算定は行いませんので、ご注意ください。
- 前年度 1 月 2 日以降に転入された方については、ご提出いただいた市区町村民税の課税証明書、またはマイナンバーによる課税情報照会の結果により算定します。

多子軽減のカウント方法について

- 年収約 360 万円未満相当の世帯の場合…
保護者が監護し生計が同一のお子さんの人数で、最も年長の子から順にカウントします。(別居されているお子さんがいる場合は、すくすく保育課までご相談ください。)
- 年収約 360 万円以上相当の世帯の場合…
同一世帯の就学前児童が、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業所」「認証保育園」「企業主導型保育施設」「幼稚園」「特別支援学校幼稚園部」「児童心理治療施設」「認可外保育施設」に通園、または「児童発達支援(守谷市こども療育教室等)」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」を利用しているお子さんと、最も年長の方から順にカウントします。【注】_____の施設を利用している場合は、すくすく保育課まで要申告。